測定

章	節	現行
		第3章 認識及び消
3		第27 有価証券の評価基準及び評価方法
		1 有価証券の取得原価は、購入代価に手数料等の付随費用を加算し、これに平均原価法等の方法を適
		用して算定した金額とする。
		2 有価証券は、独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理し
		た上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。
		(1) 売買目的有価証券
		時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券(以下「売買目的有価証券」とい
		う。)は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。(注20) (3) 滞期に有用的の係業
		(2) 満期保有目的の債券 満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券(以下「満期保
		有目的の債券」という。)は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より
		低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と
		認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければなら
		ない。(注21) (注23)
		(3) 関係会社株式
		関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、当該会社の財務諸表を基礎と
		した純資産額に持分割合を乗じて算定した額が取得原価よりも下落した場合には、当該算定額をもっ
		て貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理するとともに、翌期首に取得原価に洗い替
		えなければならない。
		(4) その他有価証券
		売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係会社株式以外の有価証券(以下「その他有価証
		券」という。) は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を純資産の部に計上し、翌
		期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価
		差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない。(注20)
		3 満期保有目的の債券及びその他有価証券のうち市場価格のあるものについて時価が著しく下落した
		ときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額 は当期の費用として処理しなければならない。
		市場価格のない株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したとき
		は、相当の減額をなし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。
		・
		の相場に基づく価額をいう。市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場
		がない場合には、合理的に算定された価額を公正な評価額とする。
		3
		<注21> 償却原価法について
		償却原価法とは、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、当該差

第27 有価証券の評価基準及び評価方法

1 有価証券の取得原価は、購入代価に手数料等の付随費用を加算し、これに平均原価法等の方法を適用して算定した金額とする。

事務局案

- 2 有価証券は、独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。
- (1) 売買目的有価証券

時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券(以下「売買目的有価証券」という。)は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。(注20)

(2) 満期保有目的の債券

満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券(以下「満期保有目的の債券」という。)は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。(注21)(注22)(注23)

(3) 関係会社株式

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、当該会社の財務諸表を基礎と した純資産額に持分割合を乗じて算定した額<u>(以下「持分額」という。)をもって貸借対照表価額とす</u> る。

<u>持分額</u>が取得原価よりも下落した場合<u>のには、当該算定額をもって貸借対照表価額とし、</u>評価差額 は当期の費用として処理しするとともに、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。

<u>持分額が取得原価よりも増加した場合の評価差額は純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い</u> 替えなければならない。

(4) その他有価証券

売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係会社株式以外の有価証券(以下「その他有価証券」という。)は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない。(注20)

3 満期保有目的の債券及びその他有価証券のうち市場価格のあるものについて時価が著しく下落した ときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額 は当期の費用として処理しなければならない。

市場価格のない株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。

<注20> 時価について

時価とは、公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場に基づく価額をいう。市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場がない場合には、合理的に算定された価額を公正な評価額とする。

章 節		事務局案
草	現在 額に相当する金額を償還期に至るまで毎期一定の方法で貸借対照表価額に加減する方法をいう。なお、この場合には、当該加減額を受取利息に含めて処理する。 〈注22> 満期保有目的の債券とその他有価証券との区分 1 その他有価証券とは、売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係会社株式以外の有価証券であり、長期的な時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券や、政策的な目的から保有する有価証券が含まれることになる。 2 余裕資金等の運用として、利息収入を得ることを主たる目的として保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券であって、長期保有の意思をもって取得した債券は、資金繰り等から長期的には売却の可能性が見込まれる債券であっても、満期保有目的の債券に区分するものとする。 〈注23> 満期保有目的の債券の保有目的の変更について満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。 (1) 満期保有目的の債券を購入した中期目標等期間後の中期目標等期間において、中期計画等上の資金計画において、満期保有目的の債券の売却収入を財源とした計画が策定されている場合であって、当該計画に従って売却した場合 (2) 満期保有目的の債券を購入した中期目標等期間後の中期目標等期間において、金利情勢の変化に対応して、より運用利回りの高い債券に切り換えるため、又は独立行政法人が定める信用上の運用基準に該当しなくなったことに伴い、運用基準に該当する他の債券に切り換えるために売却した場合 (3) 通則法第46条の2の規定に基づく不要財産に係る国庫納付又は同法第46条の3の規定に基づく不要財産に係る民間等出資の払戻しをするために売却した場合	(注21> 信却原価法について 信却原価法とは、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、当該差額に相当する金額を償還期に至るまで毎期一定の方法で貸借対照表価額に加減する方法をいう。 なお、この場合には、当該加減額を受取利息に含めて処理する。 (注22> 満期保有目的の債券とその他有価証券との区分 1 その他有価証券とは、売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係会社株式以外の有価証券であり、長期的な時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券や、政策的な目的から保有する有価証券が含まれることになる。 2 余裕資金等の運用として、利息収入を得ることを主たる目的として保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券であって、長期保有の意思をもって取得した債券は、資金繰り等から長期的には売却の可能性が見込まれる債券であっても、満期保有目的の債券に区分するものとする。 (注23> 満期保有目的の債券の保有目的の変更について満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。 (1) 満期保有目的の債券を購入した中期目標等期間後の中期目標等期間において、中期計画等上の資金計画において、満期保有目的の債券の売却収入を財源とした計画が策定されている場合であって、当該計画に従って売却した場合 (2) 満期保有目的の債券を購入した中期目標等期間後の中期目標等期間において、金利情勢の変化に対応して、より運用利回りの高い債券に切り換えるため、又は独立行政法人が定める信用上の運用基準に該当しなくなったことに伴い、運用基準に該当する他の債券に切り換えるために売却した場合
	第5章 貸借対照	表
5	 第57 純資産の表示項目 1 資本金は、政府出資金、地方公共団体及びそれ以外の者からの出資金(出資者等により適切な名称を付することを要する。)に区分して表示しなければならない。 2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第20行政コストの定義」におけるその他行政コストに含まれる取引の累計額を、それぞれ減価償却相当累計額、減損損失相当累計額、利息費用相当累計額、承継資産に係る費用相当累計額及び除売却差額相当累計額として控除して表示しなければならない。(注42) 3 利益剰余金は、積立金、個別法において定められている場合における前中期目標等期間繰越積立金、 	付することを要する。)に区分して表示しなければならない。 2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第20 行政コストの定義」におけるその他 行政コストに含まれる取引の累計額を、それぞれ減価償却相当累計額、減損損失相当累計額、利息費用

章 節	現行		事務月	司案
	目的積立金及び当期未処分利益に区分して表示する。	なお、当期未処分利益の内訳として、当期総和	川益 目的積立金及び当期未処分利益に区分して表示する	。なお、当期未処分利益の内訳として、当期総利益
	を表示するものとする。		を表示するものとする。	
	4 その他有価証券の評価差額は、利益剰余金の次に評	価・換算差額等として別に区分を設け、その何	也有 4 評価・換算差額等は、関係会社株式の持分額が取	得原価よりも増加した場合の評価差額及びその他有
	価証券評価差額金の科目により表示しなければならな	۷٬ _۰	価証券の評価差額 は、利益剰余金の次に評価・換算	差額等として別に区分を設け、その他有価証券評価
			差額金の科目に区分し、それぞれ関係会社株式評価	差額金及びその他有価証券評価差額金としてより表
	<注42> 資本剰余金に含まれる民間出えん金の	 表示方法	示しなければならない。 <u>これらのほか、評価・換算</u>	差額等として計上することが適当であると認められ
	資本剰余金として民間出えん金を計上する場合	は、民間出えん金の科目により、他の資本剰気	☆金 るものは、当該項目を示す名称を付した科目をもっ	て掲記することができる。
	と区分して表示しなければならない。			
			<注42> 資本剰余金に含まれる民間出えん金の	の表示方法
	第58 貸借対照表の様式		資本剰余金として民間出えん金を計上する場	合は、民間出えん金の科目により、他の資本剰余金
	貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。		と区分して表示しなければならない。	
	貸借対照	表	第58 貸借対照表の様式	
	(平成○○年3月	31日)	貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする	00
	(略)			
	純資産の部		貸借対	
	I 資本金		(平成○○年:	3月31日)
	政府出資金	×××	(略)	
	地方公共団体出資金	×××	純資産の部	
	(何)出資金	×××	I 資本金	
	資本金合計	$\times \times \times$	政府出資金	×××
	W		地方公共団体出資金	×××
	Ⅲ 資本剰余金		(何) 出資金	×××
	資本剰余金	×××	資本金合計	×××
	その他行政コスト累計額	$-\times\times\times$	The National Association in th	
	減価償却相当累計額(一)	$-\times\times\times$	Ⅲ 資本剰余金	
	減損損失相当累計額(一)	-×××	資本剰余金	×××
	利息費用相当累計額(一)	$-\times\times\times$	その他行政コスト累計額	$-\times\times\times$
	承継資産に係る費用相当累計額(一)	-×××	減価償却相当累計額(一)	-×××
	除売却差額相当累計額(一)	-×××	減損損失相当累計額(一)	-×××
	民間出えん金	XXX	利息費用相当累計額(一)	$-\times\times\times$
	資本剰余金合計	XXX	承継資産に係る費用相当累計額(一)	
	Ⅲ 利益剰余金(又は繰越欠損金)		除売却差額相当累計額(一) 民間出えん金	-××× ×××
	前中期目標期間繰越積立金	×××	(単一) (本剰余金合計) (本剰余金合計) (本剰余金合計) (本剰余金合計) (本剰余金合計) (本剰余金合計) (本利・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	×××
	(何) 積立金	×××	具	
	積立金	×××		
	当期未処分利益	×××	前中期目標期間繰越積立金	×××
	コカルペピカで出	////	DI F 対 ロ 1示対 I 印/木 2011	^^^

章 節				事務局案	
	(又は当期未処理損失)		(何) 積立金	×××	
	(うち当期総利益(又は当期総損失)	$\times \times \times)$	積立金	×××	
	利益剰余金(又は繰越欠損金)合計	$\times \times \times$	当期未処分利益	×××	
			(又は当期未処理損失)		
	IV 評価・換算差額等		(うち当期総利益(又は当期総損失	\in) $\times \times \times$)	
	その他有価証券評価差額金	×××	利益剰余金(又は繰越欠損金)合計	+ ×××	
		×××			
	評価・換算差額等合計	$\times \times \times$	IV 評価・換算差額等		
	純資産合計	$\times \times \times$	関係会社株式評価差額金	×××	
	負債純資産合計	$\times \times \times$	その他有価証券評価差額金	×××	
				×××	
			評価・換算差額等合計	$\times \times \times$	
			純資産合計	$\times \times \times$	
			負債純資産合計	$\times \times \times$	
		第8章 純資産変動	計算書		
8	第69 純資産変動計算書の様式		第69 純資産変動計算書の様式		
	純資産変動計算書の標準的な様式は、次のとお	りとする。	純資産変動計算書の標準的な様式は、次のと	こおりとする。	
		三動計算書		産変動計算書	
	(平成○○年4月1日~	-平成○○年3月31日)		日~平成○○年3月31日)	
				式の変更を要する。	
	# 4 0 1/1 R 11 (m + 1)	第11章 附属明細書			
	第79 附属明細書		第79 附属明細書		
		書及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項		算書及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項	
	を明らかにした附属明細書を作成しなければなら		を明らかにした附属明細書を作成しなければな		
		「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及		費(「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及	
]等の会計処理」による減価償却相当額も含む。) の明		費用等の会計処理」による減価償却相当額も含む。)の明	
	細並びに減損損失累計額		細並びに減損損失累計額		
	(2) たな卸資産の明細		(2) たな卸資産の明細		
	(3) 有価証券の明細		(3) 有価証券の明細		
	(4) 長期貸付金の明細		(4) 長期貸付金の明細 (5) 長地(4) 人 (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5)		
	(5) 長期借入金及び(何) 債券の明細		(5) 長期借入金及び(何) 債券の明細		
	(6) 引当金の明細 (7) 次辛吟士 集改の明細		(6) 引当金の明細 (7) *** (5) *** (5) *** (5) *** (6) *** (7) *** (
	(7) 資産除去債務の明細		(7) 資産除去債務の明細		
	(8) 法令に基づく引当金等の明細		(8) 法令に基づく引当金等の明細		
	(9) 保証債務の明細		(9) 保証債務の明細		
	(10) 資本剰余金の明細		(10)資本剰余金の明細		

章 節	現行	事務局案
	(11) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細	(11) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細
	(12) 国等からの財源措置の明細	(12) 国等からの財源措置の明細
	(13) 役員及び職員の給与の明細	(13) 役員及び職員の給与の明細
	(14) 開示すべきセグメント情報	(14) 開示すべきセグメント情報
	(15) 科学研究費補助金の明細	(15) 科学研究費補助金の明細
	(16) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細	(16) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等 (「第106 関連公益法人等の範囲」において定め
		<u>る関連公益法人等をいう。以下同じ。)の情報</u>
	<注53> 附属明細書による開示について	<u>(17)</u> 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細
	1 安定供給を確保する目的で保有する備蓄資産については、備蓄量、貸借対照表価額及び時価を明	
	らかにしなければならない。	<注53> 附属明細書による開示について
	2 セグメント情報との関係、国民に対する情報開示等の観点から、独立行政法人が実施する業務の	1 安定供給を確保する目的で保有する備蓄資産については、備蓄量、貸借対照表価額及び時価を明
	目的ごとに固定資産をグルーピングして表示することが適切な場合は、業務の目的ごとに固定資産	らかにしなければならない。
	の状況を明らかにしなければならない。	2 セグメント情報との関係、国民に対する情報開示等の観点から、独立行政法人が実施する業務の
	3 有価証券については、流動資産に計上した有価証券と投資有価証券を区分し、さらに売買目的有	目的ごとに固定資産をグルーピングして表示することが適切な場合は、業務の目的ごとに固定資産
	価証券、満期保有目的の債券、関係会社株式及びその他有価証券に区分して記載するほか、その他	の状況を明らかにしなければならない。
	の関係会社有価証券を保有する場合は当該有価証券は区分して記載しなければならない。	3 有価証券については、流動資産に計上した有価証券と投資有価証券を区分し、さらに売買目的有
	4 長期貸付金については、関係法人長期貸付金とその他の貸付金に区分して記載しなければならな	価証券、満期保有目的の債券、関係会社株式及びその他有価証券に区分して記載するほか、その他
	V' _ο	の関係会社有価証券を保有する場合は当該有価証券は区分して記載しなければならない。
	5 債務保証基金等、他の資産と区分して運用することが、当該資金を拠出(出資、出えんを含む。)	4 長期貸付金については、関係法人長期貸付金とその他の貸付金に区分して記載しなければならな
	した者から要請されている特定の運用資産については、当該資産の運用状況を明らかにしなければ	۷٬۰
	ならない。	5 債務保証基金等、他の資産と区分して運用することが、当該資金を拠出(出資、出えんを含む。)
	6 引当金の明細において、資産の控除項目として計上される引当金については、当該資産の総額と	した者から要請されている特定の運用資産については、当該資産の運用状況を明らかにしなければ
	の関係を明らかにしなければならない。	ならない。
		6 引当金の明細において、資産の控除項目として計上される引当金については、当該資産の総額と
		の関係を明らかにしなければならない。
1.4	第14章 特定関連会社、関連会社及び	
$\left \begin{array}{c} 1 \ 4 \end{array} \right $	(新設)	第105 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の情報開示
		――――――――――――――――――――――――――――――――――――
		なければならない。(注82)
		(1)特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の概要
		ア 名称、業務の概要、独立行政法人との関係及び役員の氏名(独立行政法人(独立行政法人設立に際
		<u>し、権利義務を承継した特殊法人等を含む。以下同じ。)の役職員経験者については、独立行政法人</u> での最終職名を含む。)
		<u>ての取終極名を含む。)</u> イ 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等と独立行政法人の取引の関連図
		(2) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の財務状況
		2) 特定関連会社、関連会社及び関連会社の当該事業年度の、資産、負債、資本金及び剰余金の額、並びに営業
		収入、経常損益、当期損益及び当期未処分利益又は当期未処理損失の額
		以八、性市1月盆、日別1月盆区い日別不足7月1位人は日別不足理頂大り街

章 節	現行	事務局案
		イ 関連公益法人等の当該事業年度の、貸借対照表に計上されている資産、負債及び正味財産の額、
		正味財産増減計算書に計上されている当期正味財産増減額、正味財産期首残高及び正味財産期末残
		高(一般正味財産増減の部、指定正味財産増減の部に区分したうえ、各々収益と費用に区分し、収
		益には内訳で受取補助金等(国、独立行政法人、特殊法人及び地方公共団体の補助金等)とその他
		の収益の金額を記載する。) 並びに収支計算書に計上されている当期収入合計額、当期支出合計額
		及び当期収支差額
		(3) 特定関連会社及び関連会社株式並びに関連公益法人等の基本財産等の状況
		ア 独立行政法人が保有する特定関連会社及び関連会社の株式について、所有株式数、取得価額及び
		貸借対照表計上額(前事業年度末からの増加額及び減少額を含む。)
		イ 関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細並びに関連公益法人の運営費、
		事業費等に充てるため当該事業年度において負担した会費、負担金等の明細
		(4) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等との取引の状況
		ア 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等に対する債権債務の明細
		<u>イ 独立行政法人が行っている関連会社及び関連公益法人等に対する債務保証の明細</u>
		ウ 特定関連会社及び関連会社の総売上高並びに関連公益法人等の事業収入の金額とこれらのうち
		独立行政法人の発注等に係る金額及びその割合(内訳で、競争契約、企画競争・公募及び競争性の
		ない随意契約の金額及び割合を記載する。ただし、内訳には、予定価格が国の基準(予算決算及び
		会計令(昭和22年勅第165号)第99条に定める基準)を超えないものは含めない。)
		<注82> 関連公益法人等について
		独立行政法人と関連公益法人等との間には資本関係が存在しないが、独立行政法人を通じて公的
		な資金が供給されている場合も多いことから、公的な会計主体である独立行政法人は関連公益法人
		等との関係を開示し説明する責任を有している。
		第106 関連公益法人等の範囲
		1 関連公益法人等とは、独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び
		事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は独立行政法人との取引を通じて
		公的な資金が供給されており、独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等を
		いう。(注83)
		2 次の場合には、公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないこと
		が明らかに示されない限り、当該公益法人等は関連公益法人等に該当するものとする。
		(1) 理事等のうち、独立行政法人の役職員経験者の占める割合が三分の一以上である公益法人等
		(2) 事業収入に占める独立行政法人との取引に係る額が三分の一以上である公益法人等
		(3) 基本財産の五分の一以上を独立行政法人が出えんしている一般財団法人、公益財団法人
		(4) 会費、寄附等の負担額の五分の一以上を独立行政法人が負担している公益法人等
		3 関連公益法人等の特定関連会社又は関連会社である会社は関連公益法人等とみなすものとする。
		4 独立行政法人が交付する助成金等の収入が事業収入の三分の一を占めることにより、上記 2(2)に該当
		することとなるが、上記2の(1)、(3)及び(4)に該当しない公益法人等であって、当該助成金等が、独立行

華	節	現行	事務局案
			政法人の審査に付された上で、継続的、恒常的でない形態で交付される場合は、関連公益法人等に該当
			<u>しないものとすることができる。</u>
			<注83> 公益法人等の範囲について
			<u>公益法人等とは、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人のほか、社会福祉</u>
			法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の法人も含まれる。
			終諸表
1 <u>5</u>	1	第1節 連結財務諸表の作成目的及び一般原則	第1節 連結財務諸表の作成目的及び一般原則
4			
		第105 連結財務諸表の作成目的	第10 <u>7</u> 5 連結財務諸表の作成目的
		連結財務諸表は、独立行政法人とその出資先の会社等(以下「関係法人」という。)を公的な資金が供	連結財務諸表は、独立行政法人とその <u>特定関連会社からなる集団を</u> 出資先の会社等(以下「 <mark>関係</mark> 法人
		給されている一つの会計主体として捉え、独立行政法人が関係法人集団(独立行政法人及び関係法人の	<u>集団</u> 」という。)を <u>独立行政法人の業務を一体となって行う</u> 公的な資金が供給されている一つの会計主
		集団をいう。以下同じ。)の財政状態及び運営状況を総合的に報告するために作成するものである。(注	体として捉え、独立行政法人が <mark>関係</mark> 法人集団 (独立行政法人及び関係法人の集団をいう。以下同じ。) の
		8 2)	財政状態及び運営状況を総合的に報告するために作成するものである。(注842)
		<注82> 連結財務諸表の作成目的及び性格について	<注8 <u>4</u> -2> 連結財務諸表の作成目的及び性格について
		1 独立行政法人が行う出資等は、法人の設立目的を達成するために業務として行われるものであ	1 独立行政法人が行う出資等は、法人の設立目的を達成するために業務として行われるものであ
		り、独立行政法人と関係法人の間に必ずしも支配従属関係が認められるわけではないが、独立行政	り、独立行政法人と関係法人の間に必ずしも支配従属関係が認められるわけではないが、独立行政
		法人と関係法人を公的な資金が供給されている一つの会計主体とみなして、公的な主体としての説	法人 <u>は、</u> と関係法人を公的な資金が供給されている。つの会計主体とみなして、 <u>独立行政法人の業</u>
		明責任を果たす観点から、連結財務諸表の作成、開示を行うものである。	<u>務を一体となって行う出資先を含めた</u> 公的な主体としての説明責任を果たす観点から、連結財務諸
		2 このような観点から作成される連結財務諸表は、公的な資金がどのように使用されているかを示	表の作成、開示を行うものである。
		すことを主たる目的としており、独立行政法人の評価は、個別財務諸表により行われる必要がある。	
		3 関係法人には、独立行政法人が出資を行っている民間企業のほか、法人と一定の関係を有する公	
		益法人等が含まれる。	について を 業務一体性(「第109 連結の範囲」第2項後段参照)に基づき総合的に報告する 示す
		第106 連結財務諸表一般原則	<u> </u>
		 1 連結財務諸表は、関係法人集団の財政状態及び運営状況に関して真実な報告を提供するものでなけれ	- 3 関係法人には、独立行政法人が出資を行っている民間企業のほか、法人と一定の関係を有する公
		ばならない。	益法人等が含まれる。
		2 連結財務諸表は、関係法人集団に属する独立行政法人及び関係法人が準拠すべき一般に公正妥当と認	
		められる会計基準に準拠して作成された個別財務諸表を基礎として作成されなければならない。	第10 86 連結財務諸表一般原則
		3 独立行政法人の会計は、連結財務諸表によって、国民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明	
		瞭に表示し、関係法人集団の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。(注83)	ばならない。
		4 連結財務諸表作成のために採用した基準及び手続は、毎期継続して適用し、みだりにこれを変更して	
		はならない。	公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成された個別財務諸表を基礎として作成されなければな
			らない。
		<注83> 重要性の原則の適用について	3 独立行政法人の会計は、連結財務諸表によって、国民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明
		1 連結財務諸表を作成するに当たっては、国民その他の利害関係者の関係法人集団の状況に関する	
		1 建加州物明なと下級するにコたっては、国内での他の利吉関係者の関係仏人未刊の仏仏に関する	「大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大

章 節	現行	
	判断を誤らせないようにするため、金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切	4 連結財務諸表作成のために採用した基準
	な会計処理及び表示を行わなければならない。	はならない。
	2 なお、連結財務諸表は、関係法人集団の財政状態及び運営状況を国民その他の利害関係者に総合	
	的に報告するために作成するものであることから、その判断を誤らせない限り、連結の範囲、特定	<注8 <u>5</u> 3> 重要性の原則の適用につい
	関連会社の決算日が連結決算日と異なる場合の仮決算の手続、連結のための個別財務諸表の修正、	1 連結財務諸表を作成するに当たって
	特定関連会社の資産及び負債の評価、未実現利益の消去、連結財務諸表の表示等に関して重要性の	判断を誤らせないようにするため、金
	乏しいものについては、本来の会計処理によらないで合理的な範囲で他の簡便な方法によることも	な会計処理及び表示を行わなければな
	認められる。	2 なお、連結財務諸表は、 <mark>関係</mark> 法人集
		的に報告するために作成するものであ
	第107 連結の範囲	関連会社の決算日が連結決算日と異な
	1 独立行政法人は、原則としてすべての特定関連会社を連結の範囲に含めなければならない。(注84)	特定関連会社の資産及び負債の評価、
	2 特定関連会社とは、独立行政法人が政策目的のため法令等で定められた業務として出資する会社であ	乏しいものについては、本来の会計処
	って、次のいずれかに該当する場合には、当該会社は特定関連会社に該当するものとする。	認められる。
	(1) 会社の議決権の過半数を所有しているという事実が認められる場合	
	(2) 会社に対する議決権の所有割合が百分の五十以下であっても、高い比率の議決権を保有している場	第10 <u>9</u> 7 連結の範囲
	合であって、次のような事実が認められる場合	1 独立行政法人は、原則としてすべての特
	ア 議決権を行使しない株主が存在することにより、株主総会において議決権の過半数を継続的に占	4)
	めることができると認められる場合	2 特定関連会社とは、財務及び営業又は事
	イ 役員、関連会社等の協力的な株主の存在により、株主総会において議決権の過半数を継続的に占	をいう。以下「意思決定機関」という。)を
	めることができると認められる場合	務委託契約、協定又はこれに類するものに
	ウ 役員若しくは職員である者又はこれらであった者が、取締役会の構成員の過半数を継続的に占め	ている会社をいう。
	ている場合	3 独立行政法人が政策目的のため法令等で
	エ 重要な財務及び営業の方針決定に関し独立行政法人の承認を要する契約等が存在する場合	に該当する場合には、 <u>意思決定機関を支配</u>
	3 独立行政法人及び特定関連会社が、他の会社に出資又は投資を行い、多大な影響力を与えていると認	ものとする。
	められる場合における当該他の会社も、また、特定関連会社とみなすものとする。	(1) 会社の議決権の過半数を所有している
	4 独立行政法人が、会社の議決権の過半数を所有する場合であっても、当該議決権が、独立行政法人(独	(2) 会社に対する議決権の所有割合が百分
	立行政法人の設立等に際し、その権利義務を承継した特殊法人等を含む。)の出資によるものでなく、か	合であって、次のような事実が認められ
	つ、特定の債務の償還財源に充てるため計画的に売却することが明らかである場合には、当該会社は連	ア 議決権を行使しない株主が存在する
	結の範囲に含めないものとする。	めることができると認められる場合
		イ 役員、関連会社等の協力的な株主の
	<注84> 連結の範囲からの除外について	めることができると認められる場合
	特定関連会社であって、その資産、収益等を考慮して、連結の範囲から除いても関係法人集団の	ウ 役員若しくは職員である者又はこれ
	財政状態、運営状況及び公的資金の使用状況等に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏	ている場合
	しいものは、連結の範囲に含めないことができる。	エ 重要な財務及び営業の方針決定に関
		<u>4</u> 3 独立行政法人及び <u>意思決定機関を独立</u>
	第108 連結決算日	<u>政法人に支配されている特定関連</u> 会社が、
	1 連結財務諸表の作成に関する期間は一年とし、独立行政法人の会計期間に基づき、毎年三月三十一日	人との間に業務一体性が に出資又は投資を
	をもって連結決算日とする。	当該他の会社も、また、特定関連会社とみ

※準及び手続は、毎期継続して適用し、みだりにこれを変更して

事務局案

ついて

- ては、国民その他の利害関係者の<mark>関係</mark>法人集団の状況に関する 金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切 ばならない。
- 集団の財政状態及び運営状況を国民その他の利害関係者に総合 ずあることから、その判断を誤らせない限り、連結の範囲、特定 はなる場合の仮決算の手続、連結のための個別財務諸表の修正、 「、未実現利益の消去、連結財務諸表の表示等に関して重要性の 処理によらないで合理的な範囲で他の簡便な方法によることも
-)特定関連会社を連結の範囲に含めなければならない。(注**8**6
- 事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関 を独立行政法人に支配されており、かつ、独立行政法人との業 に基づき独立行政法人の個別法に規定されている業務を実施し
- で定められた業務として出資する会社であって、次のいずれか 配されているものとする。当該会社は特定関連会社に該当する
- いるという事実が認められる場合
- 「分の五十以下であっても、高い比率の議決権を保有している場」 れる場合
- ⁻ることにより、株主総会において議決権の過半数を継続的に占
- の存在により、株主総会において議決権の過半数を継続的に占
- これらであった者が、取締役会の構成員の過半数を継続的に占め
- 関し独立行政法人の承認を要する契約等が存在する場合
- 虫立行政法人に支配されている会社又は意思決定機関を独立行 、他の会社の意思決定機関を支配しており、かつ、独立行政法 を行い、多大な影響力を与えていると認められる場合における 当該他の会社も、また、特定関連会社とみなすものとする。

章	節	現行	
		2 特定関連会社の決算日が連結決算日と異なる場合には、特定関連会社は、連結決算日に正規の決算に	5
		準ずる合理的な手続により決算を行わなければならない。(注85)	6-4
		<注85> 決算日に差異がある場合の取扱いについて	<
		決算日の差異が三か月を超えない場合には、特定関連会社の正規の決算を基礎として、連結決算	产
		を行うことができる。ただし、この場合には、決算日が異なることから生ずる独立行政法人及び連	
		結される特定関連会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、必要な整理を行うものと	
		する。	
		第109 会計処理の原則及び手続	
		1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、独立行政法人及び関係会社が採用する会計処理	
		の原則及び手続は、「第12章 独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として独立行	第
		政法人の会計処理に統一しなければならない。	1
		(注86)	を
		2 会計処理の原則及び手続で独立行政法人及び関係会社との間で特に異なるものがあるときは、その概	2
		要を注記しなければならない。	<u> </u>
		<注86> 会計処理の統一について	
		1 資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法についても、本来統一することが望ましいが、事	
		務処理に多大の時間と労力を要するため、統一が困難な場合には、統一をしないことができる。	
		2 関係会社に対する独立行政法人の出資が、当該関係会社が行う研究開発事業等に要する資金の供	
		給として他の民間会社と共同して実施される場合であって、当該関係会社が、当該他の民間会社の	
		持分法適用会社に該当するため、当該関係会社の会計処理が当該他の民間会社の会計処理に統一さ	
		れており、独立行政法人の会計処理に統一することが困難な場合等合理的理由がある場合には、関	第]
		係法人集団の財政状態及び運営状況に関する国民その他の利害関係者の判断を誤らせない限りに	
		おいて、会計処理の統一を行わないことができる。	0
		3 上記の場合においては、会計処理の統一が困難な理由、統一されていない会計処理の概要を注記 しなければならない。	(注
		C/41) 40(4/4 O/4 V ')	2
		 第110 連結財務諸表の体系	多
		独立行政法人の連結財務諸表は、次のとおりとする。	
		(1) 連結貸借対照表	
		(2) 連結損益計算書	
		(3) 連結キャッシュ・フロー計算書	
		(4) 連結剰余金計算書	
		(5) 連結附属明細書	
		第111 区分経理が要請される独立行政法人の連結財務諸表	
			<u> </u>

連結法人とは、独立行政法人及び連結される特定関連会社をいう。

5.4 独立行政法人が、会社の議決権の過半数を所有する場合であっても、当該議決権が、独立行政法人 (独立行政法人の設立等に際し、その権利義務を承継した特殊法人等を含む。)の出資によるものでな く、かつ、特定の債務の償還財源に充てるため計画的に売却することが明らかである場合には、当該会 社は連結の範囲に含めないものとする。

事務局案

<注864> 連結の範囲からの除外について

特定関連会社であって、その資産、収益等を考慮して、連結の範囲から除いても<mark>関係</mark>法人集団の 財政状態、運営状況及び公的資金の使用状況等に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏 しいものは、連結の範囲に含めないことができる。

第11008 連結決算日

- 1 連結財務諸表の作成に関する期間は一年とし、独立行政法人の会計期間に基づき、毎年三月三十一日をもって連結決算日とする。
- 特定関連会社の決算日が連結決算日と異なる場合には、特定関連会社は、連結決算日に正規の決算に 準ずる合理的な手続により決算を行わなければならない。(注875)

<注875> 決算日に差異がある場合の取扱いについて

決算日の差異が三か月を超えない場合には、特定関連会社の正規の決算を基礎として、連結決算を行うことができる。ただし、この場合には、決算日が異なることから生ずる独立行政法人及び連結される特定関連会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、必要な整理を行うものとする。

第11109 会計処理の原則及び手続

□ 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、独立行政法人及び関係会社が採用する会計処理 の原則及び手続は、「第12章 独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として独立行 政法人の会計処理に統一しなければならない。

(注886)

2 会計処理の原則及び手続で独立行政法人及び関係会社との間で特に異なるものがあるときは、その概要を注記しなければならない。

<注886> 会計処理の統一について

- 1 資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法についても、本来統一することが望ましいが、事 務処理に多大の時間と労力を要するため、統一が困難な場合には、統一をしないことができる。
- 2 関係会社に対する独立行政法人の出資が、当該関係会社が行う研究開発事業等に要する資金の供給として他の民間会社と共同して実施される場合であって、当該関係会社が、当該他の民間会社の持分法適用会社に該当するため、当該関係会社の会計処理が当該他の民間会社の会計処理に統一されており、独立行政法人の会計処理に統一することが困難な場合等合理的理由がある場合には、関

章	節	現行	事務局案
平	LIX.	1 法律の規定により、区分して経理することが要請されている独立行政法人にあっては、勘定別に連結 財務諸表を作成し、勘定別の連結財務諸表を合算して法人単位の連結財務諸表を作成するものとする。 2 法人単位の連結財務諸表の作成については、「第102 法人単位財務諸表作成の基準」に準ずるほか、次によるものとする。 (1) 特定関連会社に対する出資を行っている勘定以外の勘定と当該特定関連会社相互間(以下この項において「連結勘定相互間」という。) の債権と債務は相殺消去の処理を行う。 (2) 連結勘定相互間の損益取引に係る、費用と収益は相殺消去の処理を行う。 (3) 連結勘定相互間の取引によって取得したたな卸資産、固定資産その他の資産に含まれる未実現損益は、譲渡した勘定の帳簿価額のうち回収不能と認められる部分を除き、その全額を消去する。	係法人集団の財政状態及び運営状況に関する国民その他の利害関係者の判断を誤らせない限りにおいて、会計処理の統一を行わないことができる。 3 上記の場合においては、会計処理の統一が困難な理由、統一されていない会計処理の概要を注記しなければならない。 第112中 連結財務諸表の体系 独立行政法人の連結財務諸表は、次のとおりとする。 (1) 連結貸借対照表 (2) 連結損益計算書 (3) 連結キャッシュ・フロー計算書 (4) 連結 <u>純資産変動剰余金</u> 計算書 (5) 連結附属明細書 第113-1 区分経理が要請される独立行政法人の連結財務諸表 1 法律の規定により、区分して経理することが要請されている独立行政法人にあっては、勘定別に連結財務諸表を作成し、勘定別の連結財務諸表を合算して法人単位の連結財務諸表を作成するものとする。 2 法人単位の連結財務諸表の作成については、「第102法人単位財務諸表作成の基準」に準ずるほか、次によるものとする。 (1) 特定関連会社に対する出資を行っている勘定以外の勘定と当該特定関連会社相互間(以下この項において「連結勘定相互間」という。)の債権と債務は相殺消去の処理を行う。 (2) 連結勘定相互間の損益取引に係る、費用と収益は相殺消去の処理を行う。 (3) 連結勘定相互間の取引によって取得したたな卸資産、固定資産その他の資産に含まれる未実現損益は、譲渡した勘定の帳簿価額のうち回収不能と認められる部分を除き、その全額を消去する。
1 <u>5</u>	2	第2節 連結貸借対照表の作成基準	第2節 連結貸借対照表の作成基準
4		第112 連結貸借対照表作成の基本原則 連結貸借対照表は、独立行政法人及び特定関連会社の個別貸借対照表における資産、負債及び純資産 の金額を基礎とし、特定関連会社の資産及び負債の評価並びに連結される特定関連会社(以下「連結法人」という。)に対する出資とこれに対応する当該連結法人の資本との相殺消去その他必要とされる独立行政法人及び連結法人相互間の項目を消去して作成する。 第113 特定関連会社の資産及び負債の評価 1 連結貸借対照表の作成に当たっては、特定関連会社に該当することとなった日において、特定関連会社の資産及び負債のすべてを、特定関連会社に該当することとなった日の時価により評価しなければならない。(注87)	
		2 特定関連会社の資産及び負債の時価による評価額と当該資産及び負債の個別貸借対照表上の金額との差額は、特定関連会社の純資産とする。	らない。(注8 <u>9</u> 7) 2 特定関連会社の資産及び負債の時価による評価額と当該資産及び負債の個別貸借対照表上の金額と の差額は、特定関連会社の純資産とする。

章 節	現行	事務局案
	<注87> 特定関連会社に該当することとなった日が、特定関連会社の決算日以外の日である場合	
	の取扱いについて	<注8 <u>9</u> 구> 特定関連会社に該当することとなった日が、特定関連会社の決算日以外の日である場
	特定関連会社に該当することとなった日が特定関連会社の決算日以外の日であるときは、当該日	合の取扱いについて
	の前後いずれか近い決算日において特定関連会社に該当することとなったものとみなして処理す	特定関連会社に該当することとなった日が特定関連会社の決算日以外の日であるときは、当該日
	ることができる。	の前後いずれか近い決算日において特定関連会社に該当することとなったものとみなして処理す
		ることができる。
	第114 出資と資本の相殺消去	
	1 独立行政法人の特定関連会社に対する出資とこれに対応する特定関連会社の資本は、相殺消去しなけ	第11 <u>6</u> 4 出資と資本の相殺消去
	ればならない。	1 独立行政法人の特定関連会社に対する出資とこれに対応する特定関連会社の資本は、相殺消去しなけ
	2 独立行政法人の特定関連会社に対する出資とこれに対応する特定関連会社の資本との相殺消去に当	ればならない。
	たり、差額が生ずる場合には、当該差額は発生した事業年度の損益として処理しなければならない。	2 独立行政法人の特定関連会社に対する出資とこれに対応する特定関連会社の資本との相殺消去に当
	3 特定関連会社相互間の投資とこれに対応する資本とは、独立行政法人の特定関連会社に対する出資と	たり、差額が生ずる場合には、当該差額は発生した事業年度の損益として処理しなければならない。
	これに対応する特定関連会社の資本との相殺消去に準じて相殺消去しなければならない。	3 特定関連会社相互間の投資とこれに対応する資本とは、独立行政法人の特定関連会社に対する出資と
		これに対応する特定関連会社の資本との相殺消去に準じて相殺消去しなければならない。
	第115 少数株主持分	
	1 特定関連会社の純資産のうち独立行政法人に帰属しない部分は、少数株主持分とする。	第11 <u>7</u> 5 <u>非支配</u> 少数 株主持分
	2 特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る少数株主持分に割り当てられる額が、当該少数	1 特定関連会社の純資産のうち独立行政法人に帰属しない部分は、 <u>非支配</u> 少数 株主持分とする。
	株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額については、当該特定関連会社との関係を勘案して	2 特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る <u>非支配</u> 少数 株主持分に割り当てられる額が、当
	処理するものとする。(注88)	該 <u>非支配少数</u> 株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額については、当該特定関連会社との関
		係を勘案して処理するものとする。(注 <u>90</u> 88)
	<注88> 特定関連会社の欠損が当該特定関連会社に係る少数株主持分に割り当てられるべき額を	
	超える場合の処理について	<注 <u>90</u> 88> 特定関連会社の欠損が当該特定関連会社に係る <u>非支配少数</u> 株主持分に割り当てられ
	1 例えば、特定関連会社に対する独立行政法人の出資が、当該特定関連会社が行う研究開発事業等	るべき額を超える場合の処理について
	に要する資金の供給として他の民間会社と共同して実施される場合等であって、特定関連会社の欠	1 例えば、特定関連会社に対する独立行政法人の出資が、当該特定関連会社が行う研究開発事業等
	損金について独立行政法人と当該他の民間会社がその出資割合に応じて負担することが合理的な	に要する資金の供給として他の民間会社と共同して実施される場合等であって、特定関連会社の欠
	場合には、次のように処理することが考えられる。	損金について独立行政法人と当該他の民間会社がその出資割合に応じて負担することが合理的な
	(1) 独立行政法人が当該特定関連会社の債務保証を行っている等、契約等による義務を負っている	場合には、次のように処理することが考えられる。
	場合には、特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る少数株主の負担すべき額を超え	(1) 独立行政法人が当該特定関連会社の債務保証を行っている等、契約等による義務を負っている
	る額(以下「少数株主持分超過欠損額」という。)のうち、独立行政法人が負担すべき義務の金額	場合には、特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る <u>非支配少数株</u> 主の負担すべき額
	の範囲内で独立行政法人の持分に負担させる。	を超える額(以下「 <u>非支配少数</u> 株主持分超過欠損額」という。) のうち、独立行政法人が負担すべ
	(2) 独立行政法人が契約等による義務を負っていない場合の少数株主持分超過欠損額及び少数株主	き義務の金額の範囲内で独立行政法人の持分に負担させる。
	持分超過欠損額が契約等により独立行政法人が負担すべき義務の金額を超える場合の当該超過	(2) 独立行政法人が契約等による義務を負っていない場合の <u>非支配少数</u> 株主持分超過欠損額及び <u>非</u>
	欠損額は、少数株主持分に割り当てるものとする。	支配 少数 株主持分超過欠損額が契約等により独立行政法人が負担すべき義務の金額を超える場
	2 上記1(1)の場合において、その後特定関連会社に利益が計上されたときは、独立行政法人が負担	合の当該超過欠損額は、 <u>非支配少数</u> 株主持分に割り当てるものとする。
	した欠損が回収されるまで、その利益の金額を独立行政法人の持分に加算するものとする。	2 上記1(1)の場合において、その後特定関連会社に利益が計上されたときは、独立行政法人が負担
		した欠損が回収されるまで、その利益の金額を独立行政法人の持分に加算するものとする。
	第116 債権と債務の相殺消去	
	1 連結法人相互間の債権と債務とは、相殺消去しなければならない。	第11 <mark>86</mark> 債権と債務の相殺消去

章	第一	事務局案
	2 連結法人相互間での債務保証に関し計上されている保証債務損失引当金は、その全額を消去しなけれ ばならない。また、民間企業等に対して信用の供与を行うことを主たる業務としている独立行政法人に おいては、特定関連会社に対する債務保証に関し計上されている保証債務と保証債務見返とは相殺消去 しなければならない。	1 連結法人相互間の債権と債務とは、相殺消去しなければならない。 2 連結法人相互間での債務保証に関し計上されている保証債務損失引当金は、その全額を消去しなけれ ばならない。また、民間企業等に対して信用の供与を行うことを主たる業務としている独立行政法人に おいては、特定関連会社に対する債務保証に関し計上されている保証債務と保証債務見返とは相殺消去 しなければならない。
	第117 法人税等の期間配分に係る会計処理 1 連結法人の法人税等については、一時差異等に係る税金の額を期間配分しなければならない。 2 一時差異等に係る税金の額は、「第35 法人税等の期間配分に係る会計処理」に準じ、繰延税金資産 又は繰延税金負債として計上しなければならない。	第11 <u>9</u> 7 法人税等の期間配分に係る会計処理 1 連結法人の法人税等については、一時差異等に係る税金の額を期間配分しなければならない。 2 一時差異等に係る税金の額は、「第35 法人税等の期間配分に係る会計処理」に準じ、繰延税金資産 又は繰延税金負債として計上しなければならない。
	第118 関連会社等に対する持分法の適用 1 連結の範囲に含めない特定関連会社及び関連会社に対する出資については、原則として持分法を適用しなければならない。(注89) 2 関連会社とは、独立行政法人及び特定関連会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、特定関連会社以外の会社の財務及び営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該会社をいう。 3 次の場合には、特定関連会社以外の会社の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該会社は関連会社に該当するものとする。 (1) 特定関連会社以外の会社の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合 (2) 会社に対する議決権の所有割合が百分の二十未満であっても、一定の議決権を有しており、かつ、次のような事実が認められる場合 ア 独立行政法人の役員若しくは職員である者又はこれらであった者(独立行政法人の設立に際し、権利義務を承継した特殊法人等の役員若しくは職員であった者を含む。) であって、財務及び営業又は事業の方針決定に関して影響を与えることができる者が、代表取締役又はこれに準ずる役職に就任している場合 イ 独立行政法人が、重要な融資(債務保証又は担保の提供を含む。) を行っている場合 ウ 独立行政法人が、重要な融資(債務保証又は担保の提供を含む。) を行っている場合 カ 独立行政法人が、重要な政策、仕入その他の営業上又は事業上の取引がある場合 オ 独立行政法人が、財務及び営業又は事業の方針決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在する場合	 連結の範囲に含めない特定関連会社及び関連会社に対する出資については、原則として持分法を適用しなければならない。(注9189) 2 関連会社とは、独立行政法人及び特定関連会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、特定関連会社以外の会社の財務及び営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該会社をいう。 3 次の場合には、特定関連会社以外の会社の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該会社は関連会社に該当するものとする。 (1) 特定関連会社以外の会社の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合 (2) 会社に対する議決権の所有割合が百分の二十未満であっても、一定の議決権を有しており、かつ、次のような事実が認められる場合
	4 関連会社株式の売却等により当該会社が関連会社に該当しなくなった場合には、残存する当該会社の株式は、個別貸借対照表上の帳簿価額をもって評価する。 なお、特定関連会社株式の売却等により当該会社が特定関連会社及び関連会社に該当しなくなった場合には、上記に準じて処理する。	4 関連会社株式の売却等により当該会社が関連会社に該当しなくなった場合には、残存する当該会社の
	<注89> 持分法適用の範囲からの除外について 持分法の適用により、連結財務諸表に重要な影響を与えない場合には、持分法の適用会社としな いことができる。	<注 <u>91-8-9</u> > 持分法適用の範囲からの除外について 持分法の適用により、連結財務諸表に重要な影響を与えない場合には、持分法の適用会社としな

章	節	現行	事務局案
			いことができる。
		第119 表示区分	
		1 連結貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分するものとする。	第1 <u>21</u> 19 表示区分
		資産の部は、流動資産、固定資産及び繰延資産に区分し、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産	1 連結貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分するものとする。
		及び投資その他の資産に区分して記載するものとする。	資産の部は、流動資産、固定資産及び繰延資産に区分し、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産
		負債の部は、流動負債及び固定負債に区分して記載するものとする。	及び投資その他の資産に区分して記載するものとする。
		純資産の部は、資本金、資本剰余金、連結剰余金、少数株主持分に区分して記載するものとする。	負債の部は、流動負債及び固定負債に区分して記載するものとする。
		2 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、繰延資産、流動負債及び固定負債は一	純資産の部は、資本金、資本剰余金、連結剰余金、 <mark>非支配少数</mark> 株主持分に区分して記載するものとす
		定の基準に従い、その性質を示す適切な名称を付した科目に明瞭に分類して記載するものとする。(注9	る。
		0)	2 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、繰延資産、流動負債及び固定負債は一
			定の基準に従い、その性質を示す適切な名称を付した科目に明瞭に分類して記載するものとする。(注9
		<注90> 繰延資産について	0)
		1 「第8 資産の定義」により、独立行政法人においては、繰延資産を計上してはならないことにさ	
		れており、連結貸借対照表に計上される繰延資産は、特定関連会社の貸借対照表に計上されている	<注90> 繰延資産について
		繰延資産に限られる。	1 「第8 資産の定義」により、独立行政法人においては、繰延資産を計上してはならないことに
		2 特定関連会社の貸借対照表に社債発行差金が繰延資産として計上されているときは、当該社債発	されており、連結貸借対照表に計上される繰延資産は、特定関連会社の貸借対照表に計上されている
		行差金は、投資その他の資産として連結貸借対照表に計上するものとする。	繰延資産に限られる。
			2 特定関連会社の貸借対照表に社債発行差金が繰延資産として計上されているときは、当該社債発
			行差金は、投資その他の資産として連結貸借対照表に計上するものとする。
1 <u>5</u>	3	第3節 連結損益計算書の作成基準	第3節 連結損益計算書の作成基準
4		第120 連結損益計算書作成の基本原則	第12 <mark>2</mark> 連結損益計算書作成の基本原則
		連結損益計算書は、独立行政法人及び特定関連会社の個別損益計算書における費用、収益等の金額を	連結損益計算書は、独立行政法人及び特定関連会社の個別損益計算書における費用、収益等の金額を
		基礎とし、連結法人相互間の取引高の相殺消去及び未実現損益の消去等の処理を行って作成する。	基礎とし、連結法人相互間の取引高の相殺消去及び未実現損益の消去等の処理を行って作成する。
		第121 連結法人相互間の取引高の相殺消去	第12 <mark>3 +</mark> 連結法人相互間の取引高の相殺消去
		連結法人相互間における役務の提供その他の取引に係る項目は、相殺消去しなければならない。	連結法人相互間における役務の提供その他の取引に係る項目は、相殺消去しなければならない。
		第122 未実現損益の消去	第12 <mark>42</mark> 未実現損益の消去
		1 連結法人相互間の取引によって取得したたな卸資産、固定資産その他の資産に含まれる未実現利益	1 連結法人相互間の取引によって取得したたな卸資産、固定資産その他の資産に含まれる未実現利益
		は、その全額を消去しなければならない。	は、その全額を消去しなければならない。
		2 未実現損益の金額に重要性が乏しい場合には、これを消去しないことができる。	2 未実現損益の金額に重要性が乏しい場合には、これを消去しないことができる。
		3 売手側の特定関連会社に少数株主が存在する場合には、未実現損益は独立行政法人と少数株主の持分	3 売手側の特定関連会社に <u>非支配少数</u> 株主が存在する場合には、未実現損益は独立行政法人と <u>非支配の</u>
		比率に応じて、独立行政法人の持分と少数株主持分に配分するものとする。	少数 株主の持分比率に応じて、独立行政法人の持分と <u>非支配少数</u> 株主持分に配分するものとする。
		第123 表示区分	第 1 2 <u>5 </u> 表示区分
	1	 1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。	1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。

章	節	現行	事務局案
		経常損益計算の区分は、連結法人の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して経常損益を表示するものとする。 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前 当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額を加減して、少数株主損益調 整前当期純利益を表示する。これに、少数株主持分損益を加減して当期純損益を表示するものとする。 純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。 2 業務活動から生じた費用及び収益、臨時利益及び臨時損失は、一定の基準に従い、その性質を示す適 切な名称を付した科目に明瞭に分類して記載しなければならない。	経常損益計算の区分は、連結法人の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して経常損益を表示するものとする。
1 <u>5</u>	4	第4節 連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準	第4節 連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準
4		第124 連結キャッシュ・フロー計算書作成の基本原則 連結キャッシュ・フロー計算書は、独立行政法人及び特定関連会社の個別キャッシュ・フロー計算書 を基礎として、連結法人相互間のキャッシュ・フローの相殺消去の処理を行って作成する。	第12 <u>6</u> 4 連結キャッシュ・フロー計算書作成の基本原則 連結キャッシュ・フロー計算書は、独立行政法人及び特定関連会社の個別キャッシュ・フロー計算書 を基礎として、連結法人相互間のキャッシュ・フローの相殺消去の処理を行って作成する。
		第125 表示区分及び表示方法 1 連結キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲、表示区分及び表示方法については、「第24 キャッシュ・フロー計算書の資金」及び「第9章 キャッシュ・フロー計算書」に準じるものとする。 2 なお、連結範囲の変動を伴う特定関連会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローは、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に独立の項目として記載する。この場合、新たに特定関連会社となった会社の資金の額は、株式の取得による支出額から控除し、特定関連会社でなくなった会社の資金の額は株式の売却による収入額から控除して記載するものとする。	ュ・フロー計算書の資金」及び「第9章 キャッシュ・フロー計算書」に準じるものとする。
1 <u>5</u>	5	第5節 連結剰余金計算書の作成基準	第5節 連結 <u>純資産変動</u> 剰余金計算書の作成基準
<u> </u>		第126 連結剰余金計算書作成の基本原則 1 連結貸借対照表に示される連結剰余金については、その増減を示す連結剰余金計算書を作成する。 2 連結剰余金の増減は、独立行政法人及び特定関連会社の損益計算書及び利益処分に係る金額を基礎とし、連結法人相互間の配当に係る取引を消去して計算する。 3 独立行政法人及び特定関連会社の利益処分については、連結会計期間において確定した利益処分を基礎として連結決算を行う方法による。 第127 表示方法	第12 <u>8</u> 6 連結 <u>純資産変動</u> 剰余金計算書作成の基本原則 連結純資産変動計算書は、独立行政法人及び特定関連会社の個別純資産変動計算書を基礎として、連結 法人相互間の純資産の変動の相殺消去の処理を行って作成する。 1 連結貸借対照表に示される連結剰余金については、その増減を示す連結剰余金計算書を作成する。 2 連結剰余金の増減は、独立行政法人及び特定関連会社の損益計算書及び利益処分に係る金額を基礎とし、連結法人相互間の配当に係る取引を消去して計算する。 3 独立行政法人及び特定関連会社の利益処分については、連結会計期間において確定した利益処分を基礎として連結決算を行う方法による。
		第127 表示方法 1 連結剰余金計算書は、連結剰余金期首残高、連結剰余金増加高、連結剰余金減少高及び当期総利益を 示して、連結剰余金期末残高を表示しなければならない。 2 連結剰余金減少高は、国庫納付及び役員賞与に区分して記載するものとする。	第12 <u>9</u> -7 表示 <u>区分、分類及び表示</u> 方法 1 連結 <u>純資産変動</u> 剰余金 計算書 <u>に</u> は、連結貸借対照表の純資産の部の分類及び表示項目に係る連結剰余金当期首残高、 連結剰余金増加高 当期変動額、連結剰余金減少高及び当期総利益を示して、連結剰余金

章	節	現行	事務局案
			期末残高を表示しなければならない。
			2 当期変動額は、資本金の当期変動額、資本剰余金の当期変動額、連結剰余金の当期変動額及び評価・
			<u>換算差額等の当期変動額に分類しなければならない。連結剰余金減少高は、国庫納付及び役員賞与に区</u>
			分して記載するものとする。
14	6	第6節 関連公益法人等の取扱い	<u>(削除)</u> 第6節 関連公益法人等の取扱い
		第128 関連公益法人等の情報開示	第128 関連公益法人等の情報開示
		関連公益法人等については、独立行政法人との出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を「第7節	関連公益法人等については、独立行政法人との出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を「第7節
		連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記」に定めるところにより開示するものとする。	連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記」に定めるところにより開示するものとする。
		(注91)	(注91)
		<注91> 関連公益法人等について	<u> </u>
		独立行政法人と関連公益法人等との間には資本関係が存在しないが、独立行政法人を通じて公的	
		な資金が供給されている場合も多いことから、公的な会計主体である独立行政法人は関連公益法人	な資金が供給されている場合も多いことから、公的な会計主体である独立行政法人は関連公益法人
		等との関係を開示し説明する責任を有している。	等との関係な関ラト説明する書化な方トアルス
		第129 関連公益法人等の範囲	第14章(p5からp7)に移設 第 129 関連
		1 関連公益法人等とは、独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び	1 関連公益法人寺とは、独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取り寺の関係を連じて、財務及び
		事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は独立行政法人との取引を通じて	事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は独立行政法人との取引を通じて
		公的な資金が供給されており、独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等を	公的な資金が供給されており、独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等を
		いう。(注92)	いう。(注9-2)
		2 次の場合には、公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないこと	2 次の場合には、公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないこと
		が明らかに示されない限り、当該公益法人等は関連公益法人等に該当するものとする。	が明らかに示されない限り、当該公益法人等は関連公益法人等に該当するものとする。
		(1) 理事等のうち、独立行政法人の役職員経験者の占める割合が三分の一以上である公益法人等	(1) 理事等のうち、独立行政法人の役職員経験者の占める割合が三分の一以上である公益法人等
		(2) 事業収入に占める独立行政法人との取引に係る額が三分の一以上である公益法人等	-(2) 事業収入に占める独立行政法人との取引に係る額が三分の一以上である公益法人等
		(3) 基本財産の五分の一以上を独立行政法人が出えんしている一般財団法人、公益財団法人	- (3) 基本財産の五分の一以上を独立行政法人が出えんしている一般財団法人、公益財団法人
		(4) 会費、寄附等の負担額の五分の一以上を独立行政法人が負担している公益法人等	-(4) 会費、寄附等の負担額の五分の一以上を独立行政法人が負担している公益法人等
		3 関連公益法人等の特定関連会社又は関連会社である会社は関連公益法人等とみなすものとする。	3 関連公益法人等の特定関連会社又は関連会社である会社は関連公益法人等とみなすものとする。
		4 独立行政法人が交付する助成金等の収入が事業収入の三分の一を占めることにより、上記 2(2)に該当	4 独立行政法人が交付する助成金等の収入が事業収入の三分の一を占めることにより、上記 2 (2)に該当
		することとなるが、上記2の(1)、(3)及び(4)に該当しない公益法人等であって、当該助成金等が、独立行	することとなるが、上記2の(1)、(3)及び(4)に該当しない公益法人等であって、当該助成金等が、独立行
		政法人の審査に付された上で、継続的、恒常的でない形態で交付される場合は、関連公益法人等に該当	政法人の審査に付された上で、継続的、恒常的でない形態で交付される場合は、関連公益法人等に該当
		しないものとすることができる。	しないものとすることができる。
		<注92> 公益法人等の範囲について	
		公益法人等とは、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人のほか、社会福祉	
		法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の法人も含まれる。	法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の法人も含まれる。

章	節	現行	事務局案
1 <u>5</u>	<u>6</u> -7	第7節 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記	第 <u>6</u> 子節 連結財務諸表の附属明細書、 連結セグメント情報及び注記
1 <u>5</u> <u>4</u>	<u>6</u> -7	第130 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記 第130 連結財務諸表の附属明細書 独立行政法人は、連結貸債対照表及び連結損益計算書等の内容を補足するため、附属明細書を作成しなければならない。なお、附属明細書は、「第79附属明細書」に準じるほか、次の事項を明らかにしなければならない。 (1)特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の概要 ア 名称、業務の概要、独立行政法人との関係及び役員の氏名(独立行政法人(独立行政法人)設立に際し、権利義務を承継した特殊法人等を含む。以下同じ。)の役職員経験者については、独立行政法人での最終職名を含む。) イ 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の財務状況 ア 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の財務状況 ア 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の財務状況 ア 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の財務状況 ア 特定関連会社と、関連会社及び関連公益法人等の財務状況 ア 特定関連会社との関連会社の当該事業年度の、資産、負債、資本金及び剰余金の額、並びに営業収入、経常損益、当期損益及び当期未処分利益又は当期未処理損失の額 イ 関連公益法人等の当該事業年度の、貸借対照表に計上されている資産、負債及び正味財産期末未改高(一般正味財産増減の部、指定正味財産増減の部に区分したうえ、各々収益と費用に区分し、収益には内款で受取補助金等(国、独立行政法人、特殊法人及び地方公共団体の補助金等)とその他の収益の金額を記載する。)並びに収支計算書に計上されている当期収入合計額、当期支出合計額及び当期収支差額 (3)特定関連会社及び関連会社株式並びに関連公益法人等の基本財産等の状況 ア 独立行政法人が保有する特定関連会社及び関連会社の株式について、所有株式数、取得価額及び貸借対照表計上額(前事業年度において負担した会費、負担金等の明細 (4)特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の期に関連公益法人の運営費、事業費等に充てるため当該事業年度において負担した会費、負担金等の明細 イ 独立行政法人が行っている関連会社及び関連公益法人等に対する債務保証の明細 ウ 特定関連会社及び関連会社及び関連公益法人等に対する債務保証の明細 ウ 特定関連会社及び関連会社及び関連公益法人等に対する債務保証の明細 ウ 特定関連会社及の発述と応信率公請及び表述人等に対する債務保証の明細 ウ 特定関連会社及び関連会社及び関連公益法人等に対する債務保証の明細 ウ 特定関連会社及び関連会社及び関連公益法人等に対する債務保証の明細 ウ 特定関連会社及び関連会社及び関連公益法人等の事業収入の金額とこれらのうち独立行政法人の発述等に係る金額及びをの割合(内訳で、競争契約、企画競争・公等及び競争性のない随着契約の金額及び割合を記載する。ただし、内訳には、予定価格が国の基準(子第決等及び	第130 連結財務諸表の附属明細書 独立行政法人は、連結貸借対照表及び連結損益計算書等の内容を補足するため、附属明細書を作成しなければならない。 なお、附属明細書は、「第79 附属明細書」に準じるほか、次の事項を明らかにしなければならない。 (1) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の概要 ア 名称、業務の概要、独立行政法人との関係及び役員の氏名(独立行政法人(独立行政法人)設立に際し、報意の基本の関連会社及び関連公益法人等の研究 (2) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の財務状況 ア 特定関連会社及び関連公益法人等の財務状況 ア 特定関連会社及び関連公益法人等の財務状況 ア 特定関連会社及び関連公益の当該事業年度の、資産、負債、資本金及び利金の額、並びに営業収入、経常損益、当期損益及び当期未処分利益又は当期未処理損失の額、正味財産期減のの無、正味財産期減の額、正味財産期減の額、正味財産期減の額、正味財産期減の額、正味財産期減の額、正味財産期末残高(般正味財産期減の額、上によっれている当期正味財産期減額、正味財産期末残高(般正味財産期減の額、上によっれている当期で長費、負債及び正味財産期末表高(般正味財産増減の部に区分したうえ、各々収益と費用に区分し、収益にはついての金額を記載する。)並びに収支計算書に計上されている当期収入合計額、当期支出合計額及び当期収支金額を必要を記載する。)並びに収支計算書に計上されている当期収入合計額、当期支出合計額及び当期収支金額を合む。) (3) 特定関連会社及び関連会社及び関連会社及び関連会社の株式について、所有株式数、取得価額及び資借対照表計上額(的事業年度において負担した会費、負担金等の明細 (4) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等との取引の状況 ア 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等との取引の状況 ア 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等との取引の状況
		会計令(昭和22年勅第165号)第99条に定める基準)を超えないものは含めない。) 第131 連結セグメント情報の開示 1 連結法人における開示すべきセグメント情報は、当該連結法人が異なる事業を運営している場合には、その事業内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報とする。 2 開示すべき情報は、連結法人の事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する資産総額とする。(注93)	会計令(昭和22年勅第165号)第99条に定める基準)を超えないものは含めない。) 第13 <u>0</u> 1 連結セグメント情報の開示 1 連結法人における開示すべきセグメント情報は、当該連結法人が異なる事業を運営している場合には、その事業内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報とする。 2 開示すべき情報は、連結法人の事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する資産総額とする。(注913)

章	節	現行	
#	124	 (注93> 連結セグメント情報の開示について 1 独立行政法人は、業績評価のための情報提供等による国民、主務大臣その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。 2 このため、開示すべき情報についても、主要な資産項目、主要な事業費用及び主要な事業収益(国又は地方公共団体による財源措置等を含む。)の内訳を積極的に開示する必要がある。 3 セグメントの区分については、区分経理によるもののほか、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、例えば、施設の機能別セグメント、研究分野別セグメントなど、各法人において個々に定めていくこととする。 	
		第132 連結財務諸表の注記 連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1)連結の範囲等 連結の範囲に含めた特定関連会社、関連会社に関する事項その他連結の方針に関する重要事項及び これらに重要な変更があったときは、その旨及び変更の理由 (2)決算日の差異 特定関連会社の決算日が連結決算日と異なるときは、当該決算日及び連結のため当該特定関連会社 について特に行った決算手続の概要 (3)会計処理の原則及び手続等	E F
		ア 重要な資産の評価基準及び減価償却の方法並びにこれらについて変更があったときは、その旨、変更の理由及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容 イ 関係会社の採用する会計処理の原則及び手続で独立行政法人及び関係会社との間で特に異なるものがあるときは、その概要 ウ 特定関連会社の資産及び負債の評価方法 (4) その他の重要な事項 関係法人集団の財政状態及び運営状況を判断するために重要なその他の事項	

<注9<u>1</u>3> 連結セグメント情報の開示について

1 独立行政法人は、業績評価のための情報提供等による国民、主務大臣その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。

事務局案

- 2 このため、開示すべき情報についても、主要な資産項目、主要な事業費用及び主要な事業収益(国 又は地方公共団体による財源措置等を含む。)の内訳を積極的に開示する必要がある。
- 3 セグメントの区分については、区分経理によるもののほか、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、例えば、施設の機能別セグメント、研究分野別セグメントなど、各法人において個々に定めていくこととする。

第1312 連結財務諸表の注記

連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

(1) 連結の範囲等

連結の範囲に含めた特定関連会社、関連会社に関する事項その他連結の方針に関する重要事項及び これらに重要な変更があったときは、その旨及び変更の理由

(2) 決算日の差異

特定関連会社の決算日が連結決算日と異なるときは、当該決算日及び連結のため当該特定関連会社 について特に行った決算手続の概要

- (3) 会計処理の原則及び手続等
- ア 重要な資産の評価基準及び減価償却の方法並びにこれらについて変更があったときは、その旨、 変更の理由及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容
- イ 関係会社の採用する会計処理の原則及び手続で独立行政法人及び関係会社との間で特に異なる ものがあるときは、その概要
- ウ 特定関連会社の資産及び負債の評価方法
- (4) その他の重要な事項

関係法人集団の財政状態及び運営状況を判断するために重要なその他の事項

以上